



排出者（消費者等）に対する 周知・広報活動等について

令和 8 年 2 月 13 日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

各主体が連携した周知・広報活動の概要

家電リサイクルルート「入口」に位置している消費者等（排出者）により、特定家庭用機器廃棄物が適切に引き渡されることを確保するため、国、製造業者等、小売業者等の関係者が相互に連携しながら消費者に対する普及啓発を実施。

① 幅広い関係者間の協力に基づく普及・啓発

➤ 商業組合と経済産業局・地方環境事務所との意見交換

- ◆ 経済産業局・地方環境事務所は、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施。

➤ 関係者の協力に基づく広報コンテンツの制作と展開

- ◆ 家電量販店や地域電機店の店頭、国や自治体の公共施設、有識者の大学・会社、製造業者等のオフィス・工場、消費者団体の事務所などにおいてポスターを積極的に掲示。
- ◆ 特にエアコンの買換えが多い夏場を重点広報期間と位置付け。
- ◆ 経済産業省と指定法人とが特設サイトを開設し、引き続き正しい処分方法を案内。
- ◆ 「政府広報オンライン」や「METI Journal」にも記事を掲載、多重的な広報を実施。

政府広報オンライン「家電4品目は正しい処分を！違法な「不用品回収業者」には要注意。」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201909/1.html>)

METI Journal「再確認したい！家電4品目のリサイクル」

(<https://journal.meti.go.jp/60sec/8348/>)

② 経済産業局・地方環境事務所等による家電リサイクルプラント見学会

10月の3R推進月間を中心に、家電リサイクルプラント見学会を実施。消費者団体や小売業者、一般消費者の方々にご参加いただいている。



(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html)



(<http://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>)

排出者の属性・行動に着目した周知・広報活動

① 消費者の排出時の行動に着目した周知・広報活動

- ◆ 違法な不用品回収業者に関する住民向けチラシのひな形を環境省において作成し、毎年自治体(市町村)職員向けセミナーにて配布。
- ◆ 引越時に家電を処分しようとする排出者向けに、適切な排出方法を案内するチラシを作成・公開。
- ◆ 経済産業省では、指定法人の協力を得て、排出者や小売業者等の家電リサイクル実務担当者向けのパンフレットを作成(R6更新)。制度の概要や関係者の法令上の義務、正しい排出や適正な引取り・引渡しを詳細に解説。
- ◆ 指定法人において、家電リサイクル法の認知度調査及び若年層への周知・広報活動を実施。(P4以降参照)

表面

裏面

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

適切な処理が確保できず、環境汚染の原因となります。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください。無許可の回収業者にはこのような例があります。

- 空き地へ回収
- 路中を巡回
- チラシを配布
- 違法な処分
- 不適正な管理による火災などの事例が報告されています!

正しい廃棄方法は裏面に!

(横断幕、ポスター、チラシ等の発行名を挿入してください)

貴重な資源をリサイクルするため皆様のご協力をお願いします!

家電リサイクル法の対象品目を処理する方法
(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、洗濯機、衣類乾燥機)

- ① 買い替えるとき 所定の回収ボックスへ回収してください。
- ② 買い替えずに廃棄するとき 以下のいずれかの方法で処理してください。リサイクル料金と収集運搬料が必要です。(ただし、指定回収場所へ身元付回収と場合は収集運搬料は不要です)
- ③ 購入した店舗へ引取りを依頼する その店舗が購入した店舗へ引取りを依頼してください。
- ④ 収集運搬業者へ引取りを依頼する 右記の〇〇市の一級廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
- ⑤ 指定回収場所へ自分で持ち込む 郵便物で家電リサイクル券を購入し、右記の指定回収場所へ直接持ち込んでください。

小型家電リサイクル法の対象品目を処理する方法

① 以下に設置する回収ボックスで回収します (この方法で回収している品目: 〇〇、△△、××、...) 対応品目: 〇〇、△△、××、...

② 清掃施設/環境センターで回収しています (この方法で回収している品目: 〇〇、△△、××、...) 対応品目: 〇〇、△△、××、...

注意: ① 廃棄物の分別の誤りによる個人保護の義務違反や小型家電等を燃やす場合は、ご自身で必ず事前に個人保護を確保してください。② 廃棄物の分別の誤りによる火災などの事例が報告されています。③ 廃棄物の分別の誤りによる火災などの事例が報告されています。④ 廃棄物の分別の誤りによる火災などの事例が報告されています。

お問合せ先 (市区町村の連絡先などを記載)

引っ越しをいらいなくなった家電4品目は、正しくリサイクルしてください

引っ越しをいらいなくなった家電4品目は、正しくリサイクルしてください。

- ◆ エアコン
- ◆ テレビ (ブラウン管式、液晶式、有機EL式、プラズマ式)
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機

家電4品目は、家電リサイクル法の対象品目です。

引っ越しの際にこれらの家電を処分(廃棄)する場合には、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目を処分(廃棄)する場合は...

- ① 新しく製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する
- ② 処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、処分する製品を購入した小売店に引取りを依頼することになります。
- ③ 上記以外の場合は、お住まいの市町村に相談することになります。

上記3については、小売店に引取り義務のない家電ですが、市町村に協力する小売店等が家電4品目の引取りを行っている場合には、当該小売店に引取りを依頼することができます。

家電4品目の処分(廃棄)について、小売店等に引取りを依頼する場合、引越しの直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売業者等に引取りを依頼してください。

具体的な処分方法については、一般財団法人家電リサイクル法が定める処分方法ガイドライン「これぞ解決!家電リサイクル」を参照ください。
<http://www.kaketsu.co.jp/>

経済産業省の家電リサイクル法特設サイト(消費者向け) http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html

平成30年2月作成

経済産業省 環境省

家電リサイクル法
[担当者向けガイドブック2024]

家電リサイクル法担当者向けガイドブック2024*

経済産業省

令和7年3月作成

住民向けチラシひな型

引越し時における家電リサイクルの利用促進チラシ*

家電リサイクル法担当者向けガイドブック2024*

排出者の属性・行動に着目した周知・広報活動

② 家電4品目を使用している事業所に対する周知・広報活動

- ◆ 建物の解体工事に伴って排出される廃家電4品目について、解体建物のオーナー（事業者・一般家庭）向けにそれぞれチラシを作成。
- ◆ 建物の解体を担当する解体工事業者向けのチラシも作成し、業界団体を通じて配布・周知。
- ◆ 引越業者向けに、家電リサイクルの利用を周知するため、チラシ・リーフレットを作成・公開。
- ◆ 備付けルームエアコンの排出台数が多いとみられる事業者に対して適正な排出を促すため、業界誌に記事・広告を掲載（R4加筆）。
- ◆ 賃貸管理業者向けに、家電リサイクルの小売業者該当性を周知するため、リーフレットを作成し、業界団体を通じて配布・周知。

**解体工事
先着者の
ご招待**

**家電4品目は
正しくリサイクルしてださい**

**事業所から排出される家電4品目は
(家電4品目とはエアコン・冷蔵庫・洗濯機・テレビ)**

- ◆エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆冷蔵庫・冷凍庫
- ◆洗濯機、衣類乾燥機



家電4品目は、家電リサイクル法の対象品物です。

家電4品目は、建築物解体工事の前に、機器の所有者において、家電リサイクル法等に基づき正しくリサイクルしていただきます。

また、建築物解体工事の際、建築物に設置された家電4品目においては「強制品物」です。建築物解体時の強制品物については、解体工事の発注業者ではなく、当該建築物の所有者が責任を負う必要があります。解体工事前に、当該建築物の所有者が自ら「家電リサイクル法」等に基づき正しくリサイクルしていただきます。

事業所から排出される家電4品目については「建築物の解体工事事業所に収集運搬を依頼する場合は、排出所有者（廃物の所有者・建築物の所有者等）」において、廃棄業者が収集運搬許可を得た解体工事業者との間で廃棄物の処理方法に基づき「収集運搬委託契約」を締結し、各自が解体工事の廃棄運搬をさせていただきます。

家電4品目の処分（廃棄）に対しては、事業所「リサイクル法に基づき「リサイクル料金」のみを徴収し、収集運搬の売却金等は依頼する場合には、事業所「リサイクル法に基づき「収集運搬料金」のみを徴収いたします。

特に、家庭用エアコン（室内機・室外機）に注意！

県民のみなさんへ

具体的な処分方法については、下記サイトを御覧ください。
「事業所等で使用していた廃家電品のリサイクル案内」
 （一般消費者は家庭電製品のみ）
<http://www.kaketsoku-saito.com/business/>



家電・食品類の盗難（窃盗）について、小売店に引き取り依頼する場合、騒音規制等の理由により搬入ができません。盗難被害にあわれた場合は、警察に届出をお願いします。

**経済産業省・環境省リーフレット
 家電・食品を使用している事業者向け資料**
http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140429/sts20140429_001.pdf
<http://hinanews.recycle-office.net/>



平成26年4月～平成27年3月
 令和元年四月～令和二年三月

経済産業省 **環境省**
 経済産業省資源循環政策課資源循環部資源リサイクル室
 環境省資源利用一課資源循環総務課リサイクル推進室




解体工事業者の皆様へ

家電4品目「正しくリサイクルしてください」

◆ 家電4品目（エアコン・冷蔵庫・洗濯機、電子レンジ・ウインドウ・テレビ・プラズマ管式・液晶・ガラス式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、いずれも家庭用機器に限る。は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目は家電物となつたもの（以下家電4品目という）は、家電リサイクル法等に基づき処理する必要があります。

※国産品で製造された家電4品目は、家電リサイクル法に基づき、6.家電リサイクル法で定められています。

◆ 建築物解体時の残骸については、所有者が処理責任があるため、建築物解体時の残骸物として家電4品目はあげられる場合には、解体工事監督者等を通じて、家電リサイクル法等に則して処理（廃棄）を依頼してください。

- ① 建築物解体の際に残された家電4品目は「残骸物」です。
 - ◆ 建築物の解体時に建築物の所有者等が処理責任を負った残骸物（残骸物）は、建築物の解体に伴って生じた廃棄物（廃棄物）と見做され、その処理責任は当該建築物の所有者等にあります。
 - ◆ 建築物解体の際に撤去した家電4品目は、残骸物には該当します。
- ② 残骸物である家電4品目は、家電リサイクル法等に則した扱いをお願いします。

残骸物とは、建築物の所有者等があらがらぬ除去するが本来のルールであることを解体工事業者が把握の上、故意・重大な過失によって家電リサイクル法等を~~故意・重大な過失~~に違反して（処理（廃棄）を解体工事監督者を通じて依頼してください。（解体工事監督者向け資料）をご活用ください。）
- ③ 解体工事業者等が家電4品目の収集運搬を依頼される場合、以下の点に注意してください。
 - ◆ 建築物解体の際に残された家電4品目が一般廃棄物にある場合（一般廃棄物が排出される家電4品目である場合）、その処理責任を負うためには、産業廃棄物収集運搬許可の可ではなく、一般廃棄物収集運搬許可の許可又は市町村から当該建築物の処理責任者委託が必要である。
 - ※国産品で製造された家電4品目のリサイクル法に規定する対象品（家電4品目のうち家庭用機器である品目）は、この例では対象外である。外国産品については、経産省資源再生部ホームページ（<http://www.meti.go.jp/press/2012/04/20120411001.html>）に該当する。
 - ◆ 建築物解体の際に残された家電4品目が産業廃棄物である場合（事業所から排出される家電4品目である場合）、排出事業者からの収集運搬を依頼するためには、産業廃棄物収集運搬許可の許可が必要である。
 - ◆ 産業家電4品目は、指定引取場所に持ち込まないでリサイクルしてください。



経済産業省



環境省

引越業者の皆様へ

家電4品目は「正しくリサイクルしてください」

◆ 家電4品目（エアコン・テレビ（ブラウン管式・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下家電4品目といふ。）は、家電リサイクル法等に基づき適正に製造業者等（指定引取場所）に引き渡す必要があります。

◆ このため、お客様（排出者）から廃家電4品目の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越業者がとるべき適切な対応

① 引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

➢ 消費者 からの引取義務

■ 排出者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）が家電4品目を引き取る義務があります。

ア. 自己所有した小売販売した家電4品目の引取りを求められたとき

イ. 対象機器4品目は同じ、同様の機器に廃棄する家電4品目の引取りを求められたとき

※ ア・イ以外の場合であれば、消費者（品物の所有者）が行うことが可能です。ただし、引取りを行う場合には、下記の引越業者や家電業者の交付する「家電4品目回収票」が有効となります。

➢ 製造業者等への引取義務

■ 小売業者は、廃棄家電4品目を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所（※）に、製造業者等（指定引取場所）に引き渡す義務があります。

① 再商品化したリユース品となる者（※）

② 再商品化したリユース品となる者（※）

③ 再商品化したリユース品となる者（※）

④ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑤ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑥ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑦ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑧ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑨ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑩ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑪ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑫ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑬ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑭ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑮ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑯ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑰ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑱ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑲ 再商品化したリユース品となる者（※）

⑳ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉑ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉒ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉓ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉔ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉕ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉖ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉗ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉘ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉙ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉚ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉛ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉜ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉝ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉞ 再商品化したリユース品となる者（※）

㉟ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊱ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊲ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊳ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊴ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊵ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊶ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊷ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊸ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊹ 再商品化したリユース品となる者（※）

㊺ 再商品化したリユース品となる者（※）

➢ このほか、取引運賃料金の公表・広告（リサイクル料を含む）、義務や、管理費（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務があります。

経済産業省 環境省

[illegible]

賃貸管理業者の皆様へのおお願い

家電リサイクル法上の小売業者に該当していませんか？
～家庭用エアコンの適正な処分に関するお願い～

家電リサイクル法の意義

■ 資源の有効利用等に資している空調用エアコンを処分する場合は、家電リサイクル法に基づき**家電リサイクル券**を用いることで、家電専門店のリサイクル工場にて、適正にリサイクルが行われます。

■ 空調用エアコンと書面が合致する、「廃止処理施設等」や「有価物再活用施設」に指定された上で、改めて適切な処置方法がある限りは、事業者である貴店から、不適切な処理が行われるなどの環境問題発生リスクはありません。

**賃貸管理業者様の皆様へ、『家電リサイクル法上の小売業』に
該当していないかご確認下さい**

■ 排出者（オーナー）に対して、エアコンの回収・交換および新品販売促進行為による優良の取引となる場合、賃貸管理業者が**家電リサイクル法上の売買主**となり得ます。

家電リサイクル法上の小売業者の定義と範囲

● オートンに対して、最終的に家電用品を顧客に提供し、小売業者となります。
小売業者とは『家電リサイクル法上の小売業者を判断した結果が小売業者」となります。

○ 『消費者生活センター(国連本部) からのお知らせ』より

- 製造企業からの直接買取り
- 収容庫持料金の公表・返戻(リサイクル料金を含む)
- 管理費 (搬入/搬出工賃の交付・管理・保証金取扱い)

賃貸管理業者が小売業者に該当する場合の例

● 賃貸管理業者が、前述【オートン】への買取・売却申請と同時に、加工・修理工程を経て、販売業務を行い、換装などを行う際にエアコンを買取り又は販売した場合、貸主様(オーナー)と見なされます。(※買取額、受渡金額、返品手数料、送料の負担先が上記条件を満たすことが必要です。)

```
graph LR; A[オーナー] -- "① エアコン請求、買取希望通知" --> B[賃貸管理会社]; A -- "② 代金決済" --> C[小売業者]; B -- "③ エアコン搬送・設置依頼" --> D[新居主人等]; C -- "④ 代金清算 - 諸費用支払" --> D;
```

注：オーナーが持ち帰るエアコンの場合は除外

賃貸管理業者が小売業者に該当しない場合の例

● 賃貸管理業者が、オーナーに対して、販売店や工事業者を紹介した場合【ワークエージェンシー(事務代行)との交際、関係維持活動】、工事業者は賃貸管理業者をさずに空調用エアコンの搬送した場合には、上述業者が販売店(小売業者)と見なされます。

但しこのように、賃貸管理業者の場合には、① ワークエージェンシーを通じて注文したお客様から手荷物紹介があります。また、お客様の要望により、② 運送係の派遣にご協力をお願いいたします。

解体工事発注事業者
向けチラシ*

解体工事業者向けチラシ*

引越し業者向けの
家電リサイクル周知チラシ*

貸貸才一ナ一向け記事広告*

賃貸管理業者向けの
家電リサイクル周知チラシ*

*の付いた資料は経済産業省ウェブサイト公表しています(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryou/su/shiryou.html)。

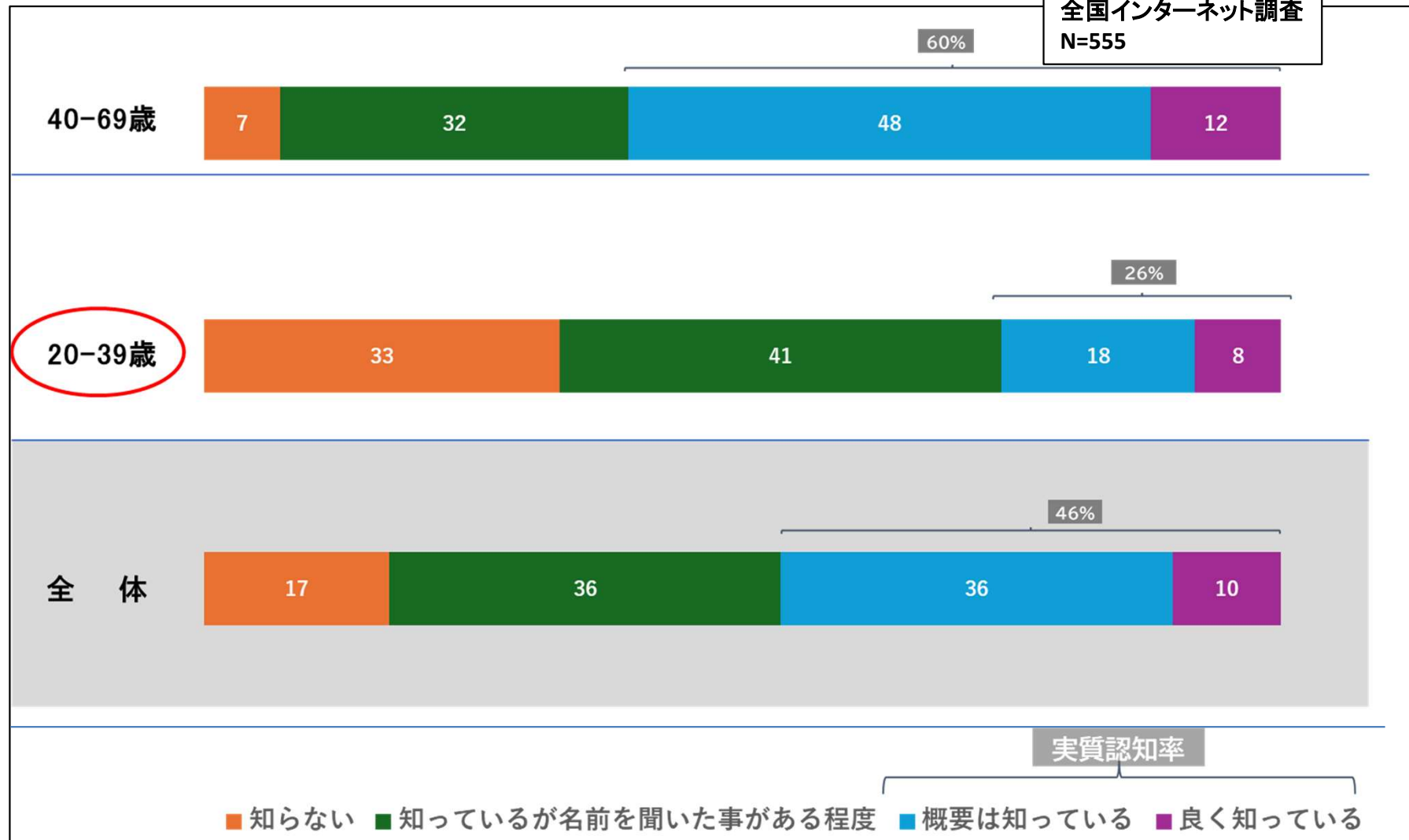
家電製品協会 周知、広報活動

家電リサイクル法認知率

- 全年代でみると認知率は50%弱。
しかし排出経験の少ない若年層(20,30歳代)では30%以下と大きく見劣る。

Q「家電リサイクル法」をご存じですか？

24年10月実施
全国インターネット調査
N=555



家電リサイクル制度広報活動

➤ 若年層をターゲットに啓発活動を集中展開中

①パラパラ漫画を活用したSNSターゲティング啓発（月間約40万人、年間約500万人ペースで啓発中）



20代若者ターゲット(24年12月～)



30代子育て世代ターゲット(25年6月～)



②屋外大型ビジョンを活用した啓発

③常設啓発会場の充実



・東京科学技術館



・おおさかATCグリーンエコプラザ



直近の認知度推移

➤ 集中的に啓発している若年層を中心に認知度は少しずつ向上

